

包括外部監査の結果に基づき講じた措置の通知の公表

大 阪 市 監 査 委 員

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：こども青少年局

通 知 日：令和7年6月12日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘 4	91	【こどもの貧困対策推進計画全般に関して】 （PDCAの視点） こども青少年局は、計画指標の変動及び原因について分析をした上で、重点事業を含む計画全体の見直しや改善を行われたい。	計画指標は、社会情勢の影響など様々な要因を受けながら変動するものであることから、教育や福祉分野などそれぞれの分野に精通した複数の有識者に参画いただき、計画当初から変動が見られない計画指標について、現状と課題、その対応等について有識者の意見をいただきながら取組を進めてきたところである。 次期計画の策定においては、令和5年度「子どもの生活に関する実態調査」の結果を分析の上、有識者の意見をいただきながら計画全体を見直し、基本理念の実現に向け、計画における各施策が円滑に進捗したのかを適切に把握するため、新たに達成すべき数値目標を設定した。 数値目標の達成状況については次回「子どもの生活に関する実態調査」等において結果を確認し、取組の効果を評価するとともに、必要な取組を推進していく。 なお、次期計画では、本市の各事業所管部署が実施する事業から、こどもの貧困対策に資する事業を関連事業として位置付け、その目標達成度を毎年確認することとし、重点事業の設定は行わないこととした。 毎年度の進捗管理としては、現計画同様、計画指標について数値を把握することで、こどもたちを取り巻く環境がどのようになっているのか、その変化を確認するとともに、関連事業について、その目標達成度を毎年確認することで、各施策が、現状に即して効果的に行われているか評価していく。	措置済	令和7年3月31日
指摘 5	92	【こどもの貧困対策推進計画全般に関して】 （3Eの視点） こども青少年局は、選択した重点事業が真に計画指標と関連しているかを再度検討し、関連性の乏しい重点事業を除外し、より関連性の高い事業を重点事業として取り入れられたい。	国のこども大綱等においては、数値目標とは別に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するため、指標が設定されており、本市の次期計画においても、国の考え方と同様、引き続き、追加修正等整理した上で、計画指標を設定した。 また、次期計画では、計画全体を見直し、本市の各事業所管部署が実施する事業から、こどもの貧困対策に資する事業を関連事業として位置付け、その目標達成度を毎年確認することとし、重点事業の設定は行わないこととした。 毎年度の進捗管理としては、現計画同様、計画指標について数値を把握することで、こどもたちを取り巻く環境がどのようになっているのか、その変化を確認するとともに、関連事業について、その目標達成度を毎年確認することで、各施策が、現状に即して効果的に行われているか評価していく。 なお、次期計画では、基本理念の実現に向け、計画における各施策が円滑に進捗したのかを適切に把握するため、新たに達成すべき数値目標を設定した。 数値目標の達成状況については次回「子どもの生活に関する実態調査」等において結果を確認し、取組の効果を評価するとともに、必要な取組を推進していく。	措置済	令和7年3月31日

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：こども青少年局

通 知 日：令和7年6月12日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘6	93	【こどもの貧困対策推進計画全般に関して】 （PDCAの視点） こども青少年局は、計画指標21「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率」について、関連する重点事業がいずれも目標値を達成しているにも関わらず改善が乏しい理由を分析し、計画又は重点事業を見直されたい。	国のこども大綱等においては、数値目標とは別に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するため、指標が設定されており、本市の次期計画においても、国の考え方と同様、追加修正等整理した上で、計画指標を設定することとし、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率に関する指標について、引き続き設定した。 また、次期計画では、計画全体を見直し、本市の各事業所管部署が実施する事業から、こどもの貧困対策に資する事業を関連事業として位置付け、その目標達成度を毎年確認することとし、重点事業の設定は行わないこととした。 毎年度の進捗管理としては、現計画同様、計画指標について数値を把握することで、こどもたちを取り巻く環境がどのようになっているのか、その変化を確認するとともに、関連事業について、その目標達成度を毎年確認することで、各施策が、現状に即して効果的に行われているか評価していく。 なお、高校中退者への支援策については次期計画においても関連事業として位置付け、引き続き、取組を進めていく。	措置済	令和7年3月31日
指摘7	93	【こどもの貧困対策推進計画全般に関して】 （PDCAの視点） こども青少年局は、重点事業10及び12の事業目標指標が達成されているにも関わらず、不登校の割合（計画指標6、12）が悪化していることを踏まえ、これらの内容の見直しや改善、重点事業の追加変更などを検討されたい。	計画指標は、社会情勢の影響など様々な要因を受けながら変動するものであることから、その変動及び原因の分析は、こどもの貧困対策推進計画を所管するこどもの貧困対策推進グループだけではなく、教育や福祉分野などそれぞれの分野に精通した複数の有識者に参画いただき、多方面からの意見をいただきながら取組を進めているところである。 重点事業10及び12については、令和6年度より、この間の不登校の割合の増加を踏まえ、不登校児童生徒の利用につながるように、各小中学校長等を対象に事業説明を行い、学校との連携を強化した。また、不登校児童通所事業（サテライト）において、年度をまたいでもなお通所利用の支援継続が必要なケースについて、申込手続を簡略化することで切れ目のない支援を行い、利用の拡充を図った。 なお、次期計画では、計画全体を見直し、本市の各事業所管部署が実施する事業から、こどもの貧困対策に資する事業を関連事業として位置付け、その目標達成度を毎年確認することとし、重点事業の設定は行わないこととした。重点事業10及び12については次期計画においても関連事業として位置付け、引き続き、取組を進めていく。	措置済	令和7年3月31日

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：こども青少年局

通 知 日：令和7年6月12日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘8	94	【こどもの貧困対策推進計画全般に関して】 （3Eの視点） こども青少年局は、関係部局と連携の上、不登校に関して対応方法を修正されたい。	令和4年度のこどもの貧困対策推進本部会議において、不登校の割合について年々増加傾向にあることから、本市の不登校対策として未然防止、早期支援等について教育委員会事務局から現状と課題及びその対応等について報告を求めた。教育委員会事務局からは、教育振興基本計画における、3つの最重要目標の1つに「安全・安心な教育の推進」を設定し、目標達成に向け、不登校への対応については、登校という結果のみを目標とするのではなく、多様な教育の機会を確保しつつ、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援充実を図るという国の方針を受け、不登校児童生徒の在籍比率を減らすことに加えて、こどもたちの社会的自立に向けた支援による児童生徒の変化を把握し、今後の施策に反映させていくということがこどもの貧困対策推進本部会議で報告され、確認を行ったところである。 次期計画においても、国の考え方と同様、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するため、不登校に関する指標について、引き続き設定した。 また、次期計画では、計画全体を見直し、本市の各事業所管部署が実施する事業から、こどもの貧困対策に資する事業を関連事業として位置付け、その目標達成度を毎年確認することとし、重点事業の設定は行わないこととした。 毎年度の進捗管理としては、現計画同様、計画指標について数値を把握することで、こどもたちを取り巻く環境がどのようになっているのか、その変化を確認するとともに、関連事業について、その目標達成度を毎年確認することで、各施策が、現状に即して効果的に行われているか評価していく。 次期計画においても、不登校対策に係る事業を関連事業として位置付けるとともに、教育委員会事務局において、不登校が生じないような学校づくりの推進として、各校における特色ある取組をはじめ学校安心ルールの活用や一人一台端末における心の天気、相談申告機能の活用、SNS相談窓口の開設や、全ての不登校児童生徒を支援するために、教育相談をはじめ、保護者同士を結びつける取組や関係機関へつなぐ取組、不登校に関する各種研修会等を実施していく。	措置済	令和7年3月31日
指摘14	140	【青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進】 （PDCAの視点） こども青少年局は、本事業とこどもの貧困対策推進計画との関連性を見直した上で、重点事業とすべきか再考されたい。	次期計画では、計画全体を見直し、本市の各事業所管部署が実施する事業から、こどもの貧困対策に資する事業を関連事業として位置付け、その目標達成度を毎年確認することとし、重点事業の設定は行わないこととした。 本事業については、こども・若者、子育て当事者のつながりを支援するため、地域におけるつながりづくりに係る事業として、次期計画においても関連事業として位置付け、引き続き、取組を進めていく。 毎年度の進捗管理としては、本事業の目標達成度を確認することで、施策が現状に即して効果的に行われているか評価していく。	措置済	令和7年3月31日

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年7月10日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘1	29	【外国人留学生との連携拡大及び起業支援】 適切な目標の設定（3E、PDCAの視点） 経済戦略局は、留学生等の外国人による起業件数を把握するとともに、目標件数を設定されたい。	本事業は、地域で活躍する国際人材の定着を目的とし、その手法として起業支援のための意識醸成を促す事業を実施してきたが、より「定着」に向けた効果的な手法により本事業を実施することが必要と考え、起業支援の意識醸成ではなく、外国人留学生に将来的な定住先として大阪が選ばれるための事業を実施することとした。具体的には、外国人留学生と地元住民や同世代の学生、大阪で暮らし、働く元留学生などとの交流の場を作り、大阪の魅力を実感していただく事業を新たに立ち上げ、（一財）国際交流センターへの交付金事業として実施するとともに、将来的な定着の意向につながったかを図るため、定着の意向を目標指標として設定した。	措置済	令和7年4月1日
指摘3	83	【大阪デザイン振興プラザ事業】 効果検証の実施（3Eの視点） 経済戦略局は、大阪市内のデザイナーの競争力の強化という目的に対して、適切な目標指標を設定のうえ、モニタリングをされたい。	大阪市内のデザイナーの競争力の強化という目的について評価する目標指標として、「インキュベーション施設新規入所者数」及び「インキュベーション施設卒業生数」を、令和7年3月26日の実行委員会 で設定した。今後はモニタリングを実施していく。	措置済	令和7年3月26日
指摘4	83	【大阪デザイン振興プラザ事業】 適切な目標の設定（3E、PDCAの視点） 経済戦略局は、実行委員会において、大阪市内部で定めた事業目標以上の運営目標を掲げるように議決権を行使されたい。	大阪デザイン振興プラザの運営目標については、令和7年3月26日の実行委員会において、大阪市内部で定めた事業目標以上の運営目標である入所率約80%並びに指摘3で新たに設定したインキュベーション施設新規入所者数及びインキュベーション施設卒業生数の3つを掲げるよう、ATC社と協議し議決権を行使した。	措置済	令和7年3月26日

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年7月10日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘5	83	【大阪デザイン振興プラザ事業】 経済性を意識した事業実施（3E、財政規律、事業継続性の視点） 経済戦略局は、基本協定書に基づきATC社が負担する大阪デザイン振興プラザ事業の管理運営費に関し、ATC社からの拠出金による支出が発生しないように業務改善をするよう、ATC社と協議された。	大阪デザイン振興プラザの運営について、令和7年1月14日に「例えば、入居者増の新たな取組や魅力創出を工夫し、賃料収入増につなげることにより、ATC社からの拠出金減を図るよう業務改善を行うこと」をATC社と協議した。同社からは令和7年2月6日に「例えば、AIやロボット関連のコンテンツ制作者や放送業関係者を新たに入居対象とすることを検討する。また、魅力創出策として、ATC内の新ビジネス創出支援施設「TEQS」との連携についても検討する。」との回答があった。 経済戦略局としては、今後もATC社と連携して、大阪デザイン振興プラザの業務改善に取り組んでいく。	措置済	令和7年2月6日
指摘6	89	【ATCエイジレスセンター事業】 効果検証の実施（3Eの視点） 経済戦略局は、大阪市内の介護・福祉・健康分野の産業振興、中小企業の育成という目的に対して、適切な目標指標を設定のうえ、モニタリングをされたい。	介護・福祉・健康分野の産業振興、中小企業の育成という目的について評価する目標として、出展者アンケートで「出展等が自社ビジネスの拡大に貢献した」と回答した大阪市内の企業の割合（50%）を令和7年3月26日の実行委員会で設定した。今後は、モニタリングを実施していく。	措置済	令和7年3月26日
指摘7	90	【ATCエイジレスセンター事業】 適切な目標の設定（3E、PDCAの視点） 経済戦略局は、実行委員会において、大阪市内で定めた事業目標以上の運営目標を掲げるように適切に協議されたい。	エイジレスセンターの運営目標については、令和7年1月14日にATC社と「大阪市内で定めた事業目標以上の運営目標（指摘6で新たに設定する目標指標を含む）を掲げる」ことについて協議した。引き続き協議を進め、令和7年3月26日の実行委員会において、大阪市内で定めた事業目標以上の運営目標を掲げた。	措置済	令和7年3月26日

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年7月10日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘8	90	【ＡＴＣエイジレスセンター事業】 適法な契約関係の確保（法規性の視点） 経済戦略局は、エイジレス工房の賃貸借関係、占有関係について、使用権原、占有権原の観点から契約関係又は実際の使用関係を是正するようＡＴＣ社と協議されたい。	エイジレス工房の賃貸借関係の是正について、令和7年1月14日にＡＴＣ社と協議した。同社からは令和7年2月6日に「介護・福祉・健康分野の産業を振興するための常設展示場としては、今後進む高齢者の増加と労働人口の減少という社会課題を受け、関係する製品・サービスの導入（＝産業振興）を促進する役割がある。中でも健康増進、認知症予防などは時勢のトピックであり、アクティブシニア層の活動集積とその活用（ＰＲ、モニター、リビングラボ等による製品開発など）は、エイジレスセンターの活動には欠かせない要素であり、健康寿命増進機構とEsperanzaの2社とは、継続してシナジー効果がうまれるよう連携を進めていく。まずは、健康寿命増進機構とエイジコンサーンとの関係について整理し、また上記2社と現状の区画に合った契約の締結について協議し、適切な契約を交わす。」と回答があった。	措置済	令和7年2月6日
指摘9	93	【ＡＴＣエイジレスセンター事業】 適切な使用料の徴収（法規性、財政規律の視点） 経済戦略局は、エイジレス工房の使用料、出展料や賃料について、適切な金額を適切な主体から徴収するようＡＴＣ社と協議されたい。	適切な使用料の徴収について、令和7年1月14日にＡＴＣ社と協議した。同社からは令和7年2月6日に「現状の区画に合った適切な契約の締結（指摘8の措置報告）」とともに、「まずこの契約を締結し、適切な金額を適切な主体から徴収する」と回答があった。	措置済	令和7年2月6日
指摘10	95	【ＡＴＣエイジレスセンター事業】 経済性を意識した事業実施（３Ｅ、財政規律、事業継続性の視点） 経済戦略局は、企業が有料で出展するだけの魅力を創出するよう工夫するなどし、出展料によって管理運営費程度は賄えるように業務改善をするよう、ＡＴＣ社と協議されたい。	令和7年1月14日に、「企業が有料でエイジレスセンターに出展するだけの魅力創出について工夫し、出展料増による管理運営費減を図るよう業務改善を行うこと」についてＡＴＣ社と協議した。同社からは令和7年2月6日に、「国が進める介護分野の生産性向上を支援する大阪府介護生産性向上支援センターの受託事業等を活用し、出展誘致活動を行うことで収入増を図る。また、施設運営に係る人件費の高騰などの問題については、運営業務のＤＸ化による省力化などで、費用が増えないよう努める。」との回答があった。 経済戦略局としても、引き続きＡＴＣ社と連携してエイジレスセンターの業務改善に取り組む。	措置済	令和7年2月6日

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年7月10日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘11	101	【ＡＴＣグリーンエコプラザ事業】 効果検証の実施（３Ｅの視点） 経済戦略局は、大阪市内の環境関連産業の振興、中小企業の育成という目的に対して、適切な目標指標を設定のうえ、モニタリングをされたい。	環境関連産業の振興、中小企業の育成という目的について評価する目標として、出展者アンケートで「出展等が自社ビジネスの拡大に貢献した」と回答した大阪市内の企業の割合（50％）を、令和7年3月26日の実行委員会で設定した。今後は、モニタリングを実施していく。	措置済	令和7年3月26日
指摘12	102	【ＡＴＣグリーンエコプラザ事業】 経済性を意識した事業実施（３Ｅ、財政規律、事業継続性の視点） 経済戦略局は、企業が有料で出展するだけの魅力を創出するよう工夫するなどし、出展料によって管理運営費程度は賄える状態になるよう業務改善をするよう、ＡＴＣ社と協議されたい。	エコプラザの運営における魅力創出について、令和7年1月14日にＡＴＣ社と協議した。同社からは令和7年2月6日に「成長が見込める製品やサービスを開発する環境関連の中小企業と金融機関等のマッチング会を新たに実施する。また、新たに万博での展示物などをエコプラザに誘致する魅力創出について工夫し、出展料増による管理運営費減を図るなど業務改善を進める」との回答があった。 経済戦略局としては、引き続きＡＴＣ社と連携してエコプラザの業務改善に取り組んでいく。	措置済	令和7年2月6日
指摘13	118	【イノベーション創出支援補助金】 予算事業別調書の作成（財政規律の視点） 経済戦略局は、イノベーション創出支援補助金に関し、イノベーション創出事務費に含めることなく、個別に予算事業別調書を作成されたい。	令和7年度予算より、イノベーション創出支援補助金に関し、イノベーション創出事務費に含めることなく、個別に予算事業別調書を作成した。	措置済	令和6年12月2日
指摘14	135	【大阪観光局事業】 「公益財団法人大阪観光局契約規程」の改定（合規性の視点） 大阪観光局は、契約の方法に関する「公益財団法人大阪観光局会計処理規程」と「公益財団法人大阪観光局契約規程」の間の齟齬を是正して、「公益財団法人大阪観光局契約規程」に一般競争入札による方法を定められたい。	契約規程を改定し、一般競争入札による契約方法を定めた。	措置済	令和7年6月1日

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年7月10日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘15	136	【大阪観光局事業】 特名随意契約の場合の相見積り必要性（合規性の視点） 大阪観光局は、随意契約を締結する場合には、特名随意の方式による場合であっても、他社の費用見積を取得するよう努めるとともに、それが困難でこれを省略せざるを得ない場合には、その理由を書面により提出した上で、理事長の承認を得られたい。	契約規程を改定し、他者見積を省略することができる条件と、他者見積を徴取できない場合は書面により理事長の承認が必要であることを明確化した。また、発注業務（契約締結含む）に係る決裁書に添付する「契約規程_照合シート(以下、照合シート)」を作成し、見積書に係る必須手続のチェック欄を設けることで、「他社見積の徴取」及び「見積書省略の場合の理由の記載」を仕組み化した。照合シートには見積書省略の決裁書は最終裁可者が理事長となることも記載し、職員注意を常に喚起することとした。	措置済	令和7年6月1日
指摘16	136	【大阪観光局事業】 入札保証金の納付、免除に関する検討の必要性（合規性の視点） 大阪観光局は、入札を実施する場合には、入札保証金の納付が原則であり、一定の例外に限ってその全部又は一部の免除が認められるという「公益財団法人大阪観光局契約規程」に従った運用を徹底されたい。	入札保証金の免除の条件を再度検討し、契約規程を改定して明確化した。入札を実施する場合は、総務部が新規程にのっとり入札保証金納付の要否判断を行い、都度、決裁書を起案することとした。	措置済	令和7年6月1日
指摘17	137	【大阪観光局事業】 契約保証金の納付と免除に関する検討の必要性（合規性の視点） 大阪観光局は、契約を締結する場合には、契約保証金の納付が原則であり、一定の例外に限ってその全部又は一部の免除が認められるという「公益財団法人大阪観光局契約規程」に従った運用を徹底されたい。	契約保証金の免除を認める場合の条件を再検討し、契約規程を改定して、より明確化した。契約書の締結には決裁書の起案及び総務部の裁可が必須であり、総務部においては新規程にのっとり、契約書表紙における契約保証金の取扱い欄が適切に記載されているか、確実に確認を行うこととした。	措置済	令和7年6月1日
指摘18	138	【大阪観光局事業】 暴力団員でないことなどを表明した誓約書の徴求の必要性（合規性の視点） 大阪観光局は、特別必要でないと判断される場合のほかは、契約の相手方から、暴力団員でないことなどを表明した誓約書の提出を確実に受けられたい。	本監査の措置として実施した契約規程改定に先行して、暴力団員でないことなどを表明する誓約書の雛形を作成した。総務部長が契約書への押印（電子契約の場合はオンライン上の手続き）を行う際に誓約書の添付を必須とすることで、提出の確認を徹底することとした。	措置済	令和7年4月21日

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年7月10日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘19	140	【大阪観光局事業】 事業計画書や事業報告の備え置き（合规性の視点） 大阪観光局は、毎年度の事業計画書や事業報告を事務所に備え置くにあたり、これらの資料で「予算総括表」を引用するのであれば、「予算総括表」も含めて備え置きをされたい。	指摘を受けて「予算総括表」を備え置き資料に追加した。また、今後（令和7年度事業計画書以降）も、事業計画書及び事業報告に「予算総括表」が引用される場合には、「予算総括表」も併せて備え置く。	措置済	令和7年2月18日
指摘21	144	【大阪観光局事業】 助成金事業の交付要綱に従った処理の徹底（合规性の視点） 大阪観光局は、助成金事業を行う場合には、交付要綱に従った処理が行われるよう徹底されたい。	「万博を契機としたOSAKA国際会議助成金」事業における各申請案件について、申請処理に係るチェックシートを令和6年12月23日に作成するとともに、交付要綱に沿って適正に処理している。	措置済	令和6年12月23日
指摘22	146	【大阪観光局事業】 アンケート実施の必要性（合规性の視点） 大阪観光局は、要綱上、助成金の交付決定を受けた者に対してアンケートの回答を義務付けている場合には、適切にアンケートを実施されたい。	「万博を契機としたOSAKA国際会議助成金」事業における各申請案件について、申請処理に係るチェックシートを令和6年12月23日に作成するとともに、交付要綱に沿ってアンケートの実施を求め、対象案件について回答を得ている。	措置済	令和7年2月12日
指摘25	169	【大阪城エリア観光拠点化事業】 精算報告の項目の過誤（財政規律の視点） 経済戦略局は、大阪城公園内特設案内所運営協議会の精算報告において、ZOOMを利用した通信費については、施設使用料ではなく通信費用に計上するよう、大阪観光局に指導されたい。	監査に関連して精算報告書を精査する中で過誤が判明したため、大阪観光局に適切に費目を分類するよう指導した。 なお、当該過誤は令和3年度に起こったものであるが、令和4年度以降は同じ過誤は発生していない。	措置済	令和6年10月25日